

令和２年度 第２回山梨地方最低賃金審議会 議事録

- １ 日 時：令和２年７月２９日（水）午後２時００分～午後２時４３分
- ２ 場 所：ＫＫＲ甲府ニュー芙蓉
- ３ 出席者：公益代表 石垣委員、反田委員、鷹野委員
労働者代表 大森委員、佐々木委員、白倉委員、杉原委員
使用者代表 一之瀬委員、川島委員、長谷川委員、前嶋委員
事務局 藤本労働局長、田村労働基準部長、
太田良賃金室長、小林賃金指導官

４ 議事

- （１）今後の審議日程について
- （２）令和２年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
- （３）賃金実態調査結果等について
- （４）労使からの意見聴取結果について
- （５）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）
- （６）その他

５ 審議会内容

（賃金指導官）

ただいまから、令和２年度第２回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、労働者側、田草川委員、使用者側、坂本委員、公益側、伊藤委員及び岡松委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の３分の２以上で、かつ、各側３分の１以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて御報告いたします。

それでは、反田会長、以後の議事進行をお願いいたします。

【議事（１） 今後の審議日程について】

（反田会長）

早速議事に入ります。

まず、議事（１）の「今後の審議日程について」です。

事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは、審議日程について御説明させていただきます。

お手元に配布しております、「令和２年度 地域別最低賃金審議日程表」を御覧ください。

これは、第１回目の本審において、御確認、御承認いただいたもので、特に変更点はございません。

本日、第２回目の本審を開催しておりますが、この本審が終了した後、第２回目の専門部会を開催させていただく予定になっております。

専門部会委員の皆様、引き続きよろしくお願いいたします。

その後、明後日７月３１日に第３回の専門部会、続いて来週８月３日に第４回の専門部会を開催し、この第４回専門部会で結審の予定とさせていただいておりますが、この日に結審に至らなかった場合の予備日を、８月４日の本審開催前の午後１時３０分から予定しております。

第３回目の本審につきましては、８月４日午後３時３０分から開催し、答申をいただく予定としております。

なお、専門部会における金額審議の進展状況によりましては、８月４日の本審の開催日を延期する場合もございますので、そのような場合には、速やかに皆様に連絡をさせていただき、改めて日程調整をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

そして、８月１９日になりますが、後ほど、御説明させていただきます特定最低賃金検討委員会の開催を予定しております。

８月２０日には第４回目の本審、異議審を開催させていただく予定としておりますが、これにつきましても金額審議の進展状況によりましては、異議申し出の受付期間が後ろにずれ、それに伴い、この第４回の本審の開催日が先に延びる可能性がありますので、この場合においても、日程調整をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

以上でございます。

(反田会長)

ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして御質問、御意見はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【議事(２) 令和２年度地域別最低賃金額改定の目安について】

(反田会長)

では、ないようであれば、次の議事に移ります。

議事（２）の「令和２年度地域別最低賃金額改定の目安について」事務局から、説明をお願いします。

（賃金室長）

お手元に配布しております資料の中の、「追加配布資料」を御用意いただきまして、その１ページを御覧ください。

これは、先般、７月２２日に中央最低賃金審議会において、厚生労働大臣あてに出されました答申及びその別紙の写しです。

答申の別紙としまして、２ページの「公益委員の見解」及び４ページの「目安に関する小委員会報告」が添付されております。

本年度の答申におきましては、記の１に記載されておりますように、意見の一致をみるに至らなかったとして、金額について目安は示されませんでした。

答申において、別紙として地方最低賃金審議会に提示するとされました目安小委員会の公益委員見解、これは２ページからになりますが、この見解におきましては、１のところに記載がございますが、「新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とし、また、「地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する」とされております。

同様に、答申の別紙として、地方最低賃金審議会に提示するとされました、４ページからの目安小委員会報告におきましては、労働者側見解と使用者側見解をそれぞれ示した上で、「労使の意見の隔たりが大きく、目安を定めるに至らなかった」とし、「地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした」とされております。

概要のみ、説明させていただきましたが、答申等の詳細につきましては、後で御確認をお願いいたします。

以上でございます。

（反田会長）

ただいま事務局から説明のありました、「地域別最低賃金額改定の目安」に関連しまして、御質問、御意見はございますか。

（各側委員）

（質問等なし。）

【議事（３） 賃金実態調査結果等について】

（反田会長）

よろしいでしょうか。

それでは、次に議事（３）「賃金実態調査結果等について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）

引き続き説明いたします。

お手元に配布してございます、「追加配布資料」ではなく、「審議資料」の方の１ページを御覧ください。

「令和２年賃金改定状況調査結果」の資料となります。

厚生労働省では、例年、この時期に、最低賃金に関する実態調査として、２種類の調査を実施しておりまして、賃金改定状況調査は、そのうちの一つの調査で、全国の中小零細企業の事業所の労働者の賃金改定の状況等を把握することを目的とした調査となります。

調査の概要が１ページに記載されております。

調査対象事業所数は、全国で１５，６４１となっており、調査項目につきましては、令和元年６月分と令和２年６月分の、労働者の月間所定労働日数、１日の所定労働時間数、労働者の所定内賃金等となっており、これらを基に賃金の上昇率などを算出しております。

資料の３ページを御覧ください。

これは、「第１表、賃金改定実施状況別の事業所の割合」になります。

１月から６月までに賃金の引上げを実施した事業所、１月から６月までに賃金の引下げを実施した事業所、賃金改定を実施しない事業所及び７月以降に賃金の改定を実施する予定の事業所のそれぞれの割合について、ＡからＤのランク別にそれぞれ記載されております。

山梨はＢランクになりますので、Ｂランクのところを見ていただきますと、左上の全産業の計で、１月から６月に賃金の引上げを実施した事業所の割合は４１．０％、１月から６月に賃金の引下げを実施した事業所の割合は１．５％、賃金改定を実施しない事業所の割合は４１．０％、７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所の割合は１６．５％にそれぞれなっております。

業種別の数値につきましては、後で御確認ください。

次に資料の６ページを御覧ください。

「第４表の、一般労働者とパートタイム労働者の男女別の賃金上昇率の表」になります。

Ｂランクのところを御覧いただきますと、全産業及び男女の合計で、賃金上昇率は０．４％となっており、昨年の０．８％から減少しております。

業種別や男女別の数値につきましては、後で御覧ください。

次に資料の 7 ページを御覧ください。

「第 4 表の 、一般労働者、パート労働者別の賃金上昇率」の表になります。

B ランクのところを御覧いただきますと、全産業の計で、一般・パートの計は、先ほど申しあげましたとおり、0.4%となり、昨年の 0.8%から減少しておりますが、その下の一般労働者も 0.3%で、昨年の 0.7%から減少、その下のパート労働者につきましても 0.6%で、昨年の 1.1%から減少しております。

業種別の数値につきましては、後で御覧ください。

次に資料の 11 ページからを御覧ください。

令和元年の賃金構造基本統計調査結果の賃金分布についてグラフ化したものになります。

山梨のデータが記載されているページと、山梨と比較するため、近隣の県のデータが記載されているページのみの抜粋としてございます。

山梨のグラフにつきましては、一般及び短時間労働者の合計のグラフが 15 ページ、一般労働者のみのグラフが 19 ページ、短時間労働者のみのグラフが 23 ページに、それぞれございます。

15 ページの山梨のグラフを御覧いただきますと、900 円台と 1000 円台にそれぞれ山があることがわかりいただけたと思います。

次に資料の 25 ページを御覧ください。

これは、平成 22 年度から令和元年度の地域別最低賃金の全国加重平均額と、ランクごとの加重平均した未満率、影響率の推移をまとめた表となります。

B ランクのところを見ていただきますと、一番右側の令和元年度の未満率は 1.7%、影響率は 14.2%となっております。

次に資料の 26 ページを御覧ください。

都道府県別の未満率及び影響率が記載されておりました、山梨における未満率は 2.6%、影響率が 12.0%となっております。

次に、「追加配布資料」の方の 9 ページからを御覧ください。

これは、本年度の「最低賃金に関する基礎調査」の結果に基づき、県内の「賃金階層別、業種別、規模別」の労働者数を記載した一覧表になります。

それぞれの賃金階層は、一番左側に記載されておりますが、各階層の幅は、一律ではなく、現在の最低賃金額 837 円に近いところは 1 円刻み、金額が大きくなるにつれて、10 円刻み、100 円刻みとなっていることに御注意ください。

賃金額の横の数字は、それぞれの階層に何人いるかを「累積の」労働者数で表しており、また、かっこ内の数値は「累積の」比率となっております。

この表の一番上、左斜め上になりますが、「時間当たり所定内賃金額」と記載されている下のかっこの内に「3 手当を除く」とされておりますが、この 3 手当とは、「精皆勤手当、家族手当、通勤手当」を指しております。

実際に支払われている賃金額が最低賃金額以上となっているかどうかを比較する際には、この３つの手当を除外した上で、最低賃金額と比較することとされておりますので、この統計資料上も除外しているものです。

次に資料の１２ページを御覧ください。

これは先ほどの表を、賃金階層の幅を一部広げた上で、一般労働者、パート労働者の別で、グラフ化したものです。

上のグラフが該当労働者数の累積度数分布、下のグラフがそれぞれの賃金階層の労働者の分布の表になります。

上のグラフは、「累積度数」を表しておりますので、左から右に行くほど、数値は高くなり、右端で１００％の数値となります。

次に資料の１４ページを御覧ください。

これは、本年実施した「最低賃金に関する基礎調査」の結果に基づき、現在の最低賃金額である８３７円を下回っている労働者の比率、「未満率」を算出した結果と、今後、最低賃金が改定された場合に、当該改定額を下回ることとなる労働者の割合、「影響率」を１円刻みで、８６０円まで試算した結果を示した資料となります。

続きまして、「審議資料」の方にお戻りいただきたいと思います。

審議会資料の２７ページを御覧ください。

上の表は、平成９年以後の山梨県の最低賃金の推移の一覧となっております。

それぞれの年の引上げ額と引上げ率も記載してございます。

その下のグラフは、引上げ率の推移を表したものになります。

次に２９ページを御覧ください。

山梨県の最低賃金の未満率と影響率の推移をあらわした表とグラフになります。

令和元年の山梨の影響率は１２．０％、未満率は２．６％、全国の加重平均では、影響率が１６．３％、未満率が１．６％となっております。

次に資料の３１ページを御覧ください。

生活保護に係る施策との整合性についての資料となります。

最低賃金は時間額で決められておりますが、一方、生活保護は月額で決められており、単純な比較は困難ということで、平成２０年度の中央最低賃金審議会において比較方法が整理されまして、図の中で二重の四角により囲まれております、第１類費、第２類費、期末一時扶助費、住宅扶助を足し上げた額と、最低賃金額を月額に換算した額とで比較することになりました。

この中で、第１類費とは食事等の個人単位の経費、第２類費とは光熱費などの世帯単位で消費される経費となっております。

次の３２ページを御覧ください。

具体的な比較方法が記載されております。

続きまして３３ページを御覧ください。

これは、最低賃金と生活保護の乖離の解消状況を示したもので、全国的に平成２６

年をもって、最低賃金が生活保護を下回るという乖離は解消されております。

なお、山梨におきましては、平成20年時点で、既に最低賃金と生活保護の乖離はありませんでした。

次に36ページとその次の37ページの資料を御覧ください。

各都道府県の最低賃金と生活保護を比較したグラフになります。

37ページが、令和元年度の最低賃金を反映したものになります。

次に39ページからの資料を御覧ください。

山梨の最低賃金と生活保護を実際に比較計算した資料となります。

計算の詳細につきましては、後で御確認いただきたいと思います。

41ページの3をみますと、山梨においては、手取額でみた1か月当たりの最低賃金額が生活保護水準額を25,540円上回る結果となりました。

私からの説明は以上でございます。

(反田会長)

以上の説明につきまして御質問、御意見はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 議事(4) 労使からの意見聴取結果について 】

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次に議事(4)「労使からの意見聴取結果について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

資料の45ページを御覧ください。

労使からの意見聴取につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえまして、本年度は、例年行っている事業場視察の際に、当該事業場において実施する方式ではなく、事務局が対象事業場を訪問し、アンケート用紙を使用して実施する方式に替えることにつきまして、第1回の本審において御承認いただきました。

この方式により、実施した結果を取りまとめたものが45ページからの資料となります。

この意見聴取結果につきましては、先般開催されました第1回の専門部会におきまして、同じ資料をお配りいたしまして、既に説明させていただいたところです。

このため、本審におきましては、詳細な説明は省略させていただきますが、製造業と非製造業の複数を対象とし、仕出し弁当の製造販売を行う製造業１社、社会福祉施設を営む１法人の労使双方に対して実施いたしました。

なお、これら２社には、企業名の公開につきましても協力を強くお願いいたしましたが、これには応じていただけなかったため、「Ａ社」、「Ｂ法人」とそれぞれ匿名の記載となっていることにつきまして、御理解いただきたいと思います。

本年度の最低賃金の改定に係る御意見のみ紹介いたしますと、Ａ社及びＢ法人の使用者側の方は、いずれも引上げは見送るべきであるとのお考えでした。

また、Ａ社の労働者代表の方は、気持ちとしては、昨年度と同じぐらい最低賃金を引き上げてほしいが、新型コロナウイルス感染症の影響を考えると、現実的には引き上げるのは厳しいのではとのお考えであり、一方、Ｂ法人の労働者代表は、働く側としては引き上げてほしいが、経営者の立場を考えると、雇用維持が優先であろうから、引き上げるべきかどうか正直わからないとおっしゃっていました。

なお、この意見聴取の方法につきましては、本年度の実施方法を次年度以後も、試験的に数年間続けたらどうかという御意見も一部いただいたところでございますので、今後の検討課題にさせていただき、次年度までに改めてお諮りしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

（反田会長）

以上の説明につきまして御質問、御意見はございますか。

（各側委員）

（質問等なし。）

【議事（５） 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について】

（反田会長）

よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

議題の（５）、「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」の「諮問」であります。

労働局長から諮問をお受けする前に、事務局から申出の経過などについて、説明をお願いします。

（賃金室長）

事務局から申出の経過などについて、説明をさせていただきます。

特定最低賃金につきましては、本年２月に、「電機連合山梨地方協議会」から「山

梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報機械器具製造業最低賃金」の改正についての申し出に関する意向表明が、また、「基幹労連山梨県センター」、「自動車総連山梨地方協議会」、「電機連合山梨地方協議会」及び「JAM甲信山梨県連絡会」の連名で、「自動車・同附属品製造業最低賃金」に係る同様の意向表明がございました。

その後、表明されました意向のとおり、本年7月20日付けで、特定最低賃金の改正決定についての申出書が電機、自動車それぞれから提出されました。

資料の63ページからを御覧ください。

これらがその申出書の写しとなります。

なお、申出書に添付されていましたが各単組の合意書及び委任状並びに協定書等につきましては、本資料への添付は省略させていただいております。

受理いたしました申出書につきまして、事務局で内容を確認させていただき、本日、改正決定の必要性を御検討いただく諮問をさせていただくこととなりました。

ここで、改めまして、特定最低賃金につきまして、簡単に説明させていただきます。

資料の71ページを御覧ください。

地域別最低賃金と特定最低賃金の違いにつきまして、記載されております。

地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットである一方、特定最低賃金につきましては、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものであり、また、公正な賃金の決定に資するものとされております。

次に72ページを御覧ください。

これは、特定最低賃金の改正等の手順について記載した図です。

地域別最低賃金とは上段の部分が異なっております。

まず、改正の意向表明をいただき、その後、申出書の御提出をいただいたのち、労働局長から、地方最低賃金審議会に改正決定の必要性の有無について諮問させていただきます。

これを受けまして、地方最低賃金審議会では、特定最低賃金検討委員会を設置しまして、特定最低賃金の改正決定の必要性について調査審議を行っていただくこととなります。

必要性ありとの結論に達し、御答申をいただいた場合には、改めて労働局長から改正決定の諮問をさせていただき、地域別最低賃金の場合と同じように専門部会を設置していただき、調査審議に入っていただくという流れになります。

以上でございます。

（反田会長）

ただ今の事務局の説明につきまして、何か御質問、御意見はございますか。

（各側委員）

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。それでは、労働局長から諮問をお受けします。

【 局長から会長に諮問文手交 】

(反田会長)

それでは、諮問文の写しを皆様に配付のうえ、諮問文の朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは朗読させていただきます。

まずは電気の方から朗読させていただきます。

山梨労発基 0 7 2 9 第 1 号、令和 2 年 7 月 2 9 日

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿 山梨労働局長藤本達夫

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 2 年 7 月 2 0 日付けをもって申出代表者電機連合山梨地方協議会議長藤田益孝（ふじたますたか）から最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」（平成 2 1 年山梨労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 2 1 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

次に、自動車の方を朗読いたします。

山梨労発基 0 7 2 9 第 2 号、令和 2 年 7 月 2 9 日

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿 山梨労働局長藤本達夫

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 2 年 7 月 2 0 日付けをもって申出代表者基幹労連山梨県センター委員長宮田孝仁、自動車総連山梨地方協議会議長宮澤久一、電機連合山梨地方協議会議長藤田益孝及び J A M 甲信山梨県連絡会会長杉原孝一から最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」（平成 2 1 年山梨労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 2 1 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上でございます。

(反田会長)

それでは、諮問に当たりまして、労働局長からごあいさつをお願いします。

（山梨労働局長）

皆様、大変御苦勞様でございます。

先ほど、事務局から、本日の諮問に至るまでの経緯につきまして説明させていただきましたとおり、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び山梨県自動車・同附属品製造業の特定最低賃金につきましては、本年２月に改正申出の意向をお受けしまして、さらに、今月、正式に申出書の提出をいただいたところでございます。

これを受けまして、本日、令和２年度における改正の必要性の有無につき諮問をさせていただいたところでございます。

地域別最低賃金は、労働者の賃金の最低限を保障する、いわゆるセーフティネットの役割を果たすものでございますが、一方、特定最低賃金につきましては、特定の産業における労働条件の向上、又は事業の公正競争の確保の観点から、当該関係労使の申出を要件といたしまして、労使のイニシアティブにより決定されるものとなっております。

本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済・雇用の情勢が大変厳しい中で、地域別最低賃金の御審議と同様に、皆様方には大変難しい御判断をいただくこととなりますが、特に労使の皆様のイニシアティブを十分に発揮いただき、御審議くださいますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、諮問に当たってのごあいさつとさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

（反田会長）

ただいま、労働局長から、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業及び山梨県自動車・同附属品製造業の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問がありました。

そこで、当審議会としましては、特定最低賃金検討委員会を立ち上げまして、審議を行い、その結果を踏まえて答申をしたいと思います。

では、ここで、特定最低賃金検討委員会の委員につきましてお諮りしたいと思います。この委員会について、事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）

それでは説明させていただきます。

資料の７９ページからの「令和２年度最低賃金改正等の推進について」を御覧ください。

第１の１によりまして、審議会の下に「特定最低賃金検討委員会」を置くこととさ

れております。

次に８０ページを御覧ください。

上の方の（３）に、特定最低賃金検討委員会について記載されております。

この中で、検討委員会の委員につきましては、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員の中から、各２名を選出していただいて、会長が指名することとされております。

したがいまして、検討委員会の設置に当たりまして、各側２名の委員の御選出をよろしく願いいたします。

以上でございます。

（反田会長）

今の事務局の説明について、御質問、御意見はございますか。

（各側委員）

（質問等なし。）

（反田会長）

無いようですので、特定最低賃金検討委員会の委員につきまして、各側２名ずつの選出をお願いします。

事前に、事務局から、本日この場で報告をしていただく旨の連絡がなされていると思いますので、各側から御報告をお願いします。

最初に、労働者側からお願いします。

（白倉委員）

大森委員と杉原委員となります。

（反田会長）

次に、使用者側委員をお願いします。

（前嶋委員）

一之瀬委員と川島委員になります。

（反田会長）

はい、ありがとうございました。

ただいま報告がありました、労働者側委員は、大森委員と杉原委員、使用者側委員は、一之瀬委員と川島委員、それから、公益委員につきましては、事前に協議しております、岡松委員と鷹野委員にお願いしたいと思います。

委員長と委員長代理につきましては、規程によりまして、公益委員の中から委員が互選するということになっておりますが、検討委員会の開催の席で選出をしていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、特定最低賃金検討委員会の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）

お手元に配布しております、「令和２年度 地域別最低賃金審議日程表」を再び御覧ください。

特定最低賃金検討委員会につきましては、８月１９日の午前９時から、山梨労働局の１階大会議室において開催予定となっております。

以上でございます。

（反田会長）

それでは、ただいまの６名の委員の方には、この日程で検討していただくこととなりますのでよろしくお願いします。

【 議事（６）その他 】

（反田会長）

次に議事「（６）その他」に入りますが、何かございますか。

（各側委員）

（なし。）

（反田会長）

それでは、事務局から何かございますか。

（賃金室長）

最後に２点、補足で説明させていただきます。

資料の８１ページを御覧ください。

先般、７月１３日に山梨県弁護士会から、「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」を発表したとして、本審議会あてと山梨労働局あてに、それぞれ声明文が送付されましたので、審議会あてのものを資料として添付いたしました。

各委員の皆様には、御承知おきいただきたいと思います。

最後になりますが、お手元に配布してある資料の中に、表紙が水色の「山梨県の賃金概況」という冊子がございます。

これは、例年、山梨労働局賃金室で作成している資料でございます、全国及び山

梨県内の賃金に関する各種データ等を取りまとめたものとなりますので、参考にお配りさせていただきました。

以上でございます。

(反田会長)

その他に何かございますか。

ないようでしたら、本日の審議はこれで終了したいと思います。

この後、引き続きこの会場におきまして、第2回専門部会が開催されますので、専門部会委員の皆様は引き続き、よろしくお願いします。

なお、本日の議事録の署名は、白倉委員と一之瀬委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは長時間お疲れさまでした。

署 名 欄

公益委員 _____

労働者委員 _____

使用者委員 _____